

[別紙1]

鳥取県トップアスリート派遣事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請 提出（別途通知する日まで）

- 下記提出先に、郵送又は持参してください。
…(提出書類)規則様式第1号、様式第1号、様式第2号など

2. 交付決定通知 到着（交付申請から原則20日以内）

- 交付決定通知書(様式第3号)を郵送します。

3. 事業開始

- ※この補助金においては着手届けの提出は必要ありません。
- ※事業を変更・中止・廃止する場合には、県の承認が必要です。
(ただし、次のもの以外の変更の場合には承認は不要)
 - ①本補助金の増額を伴う変更
 - ②補助目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

4. 事業完了

- 中止、廃止の場合を含みます。

5. 実績報告書 提出

- 完了・中止・廃止の日から30日以内
- 下記提出先に、郵送又は持参してください。
…(提出書類)規則様式第5号、様式第1号、様式第2号など
- 提出いただいた実績報告書を審査し、額の確定を行います。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局 体育保健課

鳥取県鳥取市東町1丁目271

0857-26-7922 taiikuhoken@pref.tottori.lg.jp